

長崎短期大学 同窓会朋友会奨学金制定規則

(目的)

第1条 この規則は、会則第22条に規定される費用に関し、現役の長崎短期大学学生の就学奨励のために「長崎短期大学同窓会朋友会奨学金」（以下「奨学金」という）を制定し、その円滑な運用を図ることを目的とする。

(奨学金)

第2条 奨学金総額は年額50万円を限度とし、長崎短期大学同窓会会長より長崎短期大学学長を通じて学生に授与される。

(原資)

第3条 奨学金の原資は、会則第22条に定めるとおりとする。

(奨学生の応募資格・募集・提出書類)

第4条

- ① 奨学生への応募資格は、長崎短期大学1年生とする。
- ② 奨学生の募集は、毎年12月にこれを行い、3月に授与する。
- ③ 奨学生への採用を希望する学生は、会長宛に採用申込書及び成績証明書、学費を支弁する者の前年の収入を証明する確定申告書の控の写し、もしくは、給与所得者の源泉徴収票を募集期間内に事務局に提出しなければならない。

(採用基準)

第7条 奨学生の採用基準は、学費の支弁が困難であり、本学での勉学意欲の高い者のうち本人の在籍学科からの推薦を得た者とする。

(採用)

第8条 奨学生の採用人数、奨学金の金額、給付方法は、応募者の中から前条の基準に合致する者を長崎短期大学学長と協議のうえ、朋友会理事会で決定する。

(採用の取消・奨学金の返納)

第9条 奨学生が以下の各号に掲げる行為を行った場合、朋友会理事会は当該奨学生に対してその採用を取消し、給付した奨学金の全額一括返納を命じることができる。

- (1) 採用申込書に虚偽の記載をし、または、提出書類を偽造・変造して、不正な手段を用いて奨学金の給付を受けたとき。
- (2) 除籍または退学となったとき。

(守秘義務)

第10条 会長及び理事は、採用の過程で知り得た申込者の成績その他の個人情報を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。